

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法

律案要綱

第一 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部改正（本則関係）

一 法律の有効期限を五年延長し、平成三十六年三月三十一日までとすること。

二 特定防衛調達についての国の債務負担等に係る経過措置について、所要の規定を整備すること。

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

二 公表に関する経過措置を定めること。（附則第二項関係）